

新宮町高齢者保健福祉計画

【令和7年度～令和9年度】



令和7年3月

新 宮 町

はじめに

本町は若年層を中心に人口増加が進んだことで、令和6年10月1日現在の高齢化率が19.9%と、県内でも2番目に低い町となっております。一方、高齢者人口は確実に増加しており、同時に一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加しております。そのような状況下で生じる様々な課題に対応するためには、行政のみならず、地域社会の担い手である住民による住民同士の支え合い、助け合いがますます重要なものとなります。

前計画（令和4年度～6年度）では「高齢者が健康で、生きがいあふれ、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ、「介護予防教室・運動教室」や、地域の住民などが主体で行う活動に対して助成を行う「住民主体通所型サービス助成事業」、認知症に関する理解を深め、地域で支援する体制を構築するための「認知症サポーター養成講座」などの高齢者福祉施策を実践してまいりました。

また、支え合いの地域づくりについて検討する協議体「しんぐるっと」では、「生活支援」をテーマに住み慣れた地域に住み続けるために何ができるのか話し合いを重ね、買い物やごみ捨てなどの生活支援を行うボランティアや、高齢者の居場所づくりを目的としたボランティア団体「むーむーさん交流会」が発足しました。

今回策定した本計画（令和7年度～9年度）は、「高齢者がいきいきと活躍し、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、一人一人が生きがいや役割を持って、お互いに支え合いながら安心して暮らしていくことのできるまちづくりを目標といたしました。

コロナ禍を経て、高齢者を取り巻く環境は大きく変わりましたが、今後も変化していく社会に対応しながら、また、世界が目指す持続可能な開発目標「SDGs」の理念も取り込みながら、運動教室などの介護予防事業や高齢者移動支援事業など、高齢者福祉の向上に必要な施策を展開してまいりますので、町民の皆様のより一層の御理解と御協力、御参加をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見・御提言をいただきました「新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会」委員の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

新宮町長 桐島光昭

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の策定体制	3
5 計画の推進体制	4
6 本計画とSDGsの関係性	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	6
1 新宮町の現状	6
2 生活アンケート調査結果にみる高齢者の状況	11
3 ヒアリング調査結果の概要	16
4 高齢者福祉の課題のまとめ	18
第3章 計画の基本理念と基本目標	20
1 計画の基本理念	20
2 計画の基本目標	21
3 計画の体系	22
第4章 高齢者福祉施策の展開	23
基本目標1 高齢者がいきいきと活躍できるまちづくり	23
基本目標2 高齢者が健康に暮らせるまちづくり	25
基本目標3 共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり	28
基本目標4 相島の高齢者保健福祉の推進	34
資料編	35
1 新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会設置規程	35
2 新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿	37

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の高齢化は急速に進んでおり、令和6年度版高齢社会白書によると、令和5年10月1日現在で、総人口は1億2,435万人、65歳以上の高齢者は3,623万人となり、高齢化率は29.1%となっています。高齢者数は、令和25年頃まで増加すると推計されています。本町においても、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率についても年々上昇しており、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

国においては、急速な高齢化の進行に伴い、認知症の人が増加している現状等を踏まえ、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が施行されています。

認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的、かつ、計画的に推進することを目的とし、国や地方公共団体に対して、①認知症の人に関する国民の理解の増進等、②生活におけるバリアフリー化の推進、③認知症の人の社会参加の機会の確保等、④認知症の人の意思決定の支援・権利利益の保護、⑤保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備等、⑥相談体制の整備等、⑦研究等の推進等、⑧認知症の予防等の施策を求めています。

また、令和6年9月には「高齢社会対策大綱」が閣議決定され、「年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築」「一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に暮らしていける社会の構築」「加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築」を基本的考え方として取組が進められています。

本町では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、令和4年3月に「新宮町高齢者保健福祉計画（令和4年度～令和6年度）」（以下「前期計画」という。）を策定し、地域包括ケアシステム^{※1}の深化・推進を図ってきました。

令和6年度、前期計画が最終年度を迎えることから、国や県の高齢者福祉施策及び介護保険制度の新たな動向を踏まえ、地域における高齢者福祉のニーズを把握し、前期計画の施策の検証、関連計画との整合性を図りながら「新宮町高齢者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

※1 地域包括ケアシステムとは、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制のことです。

2 計画の期間

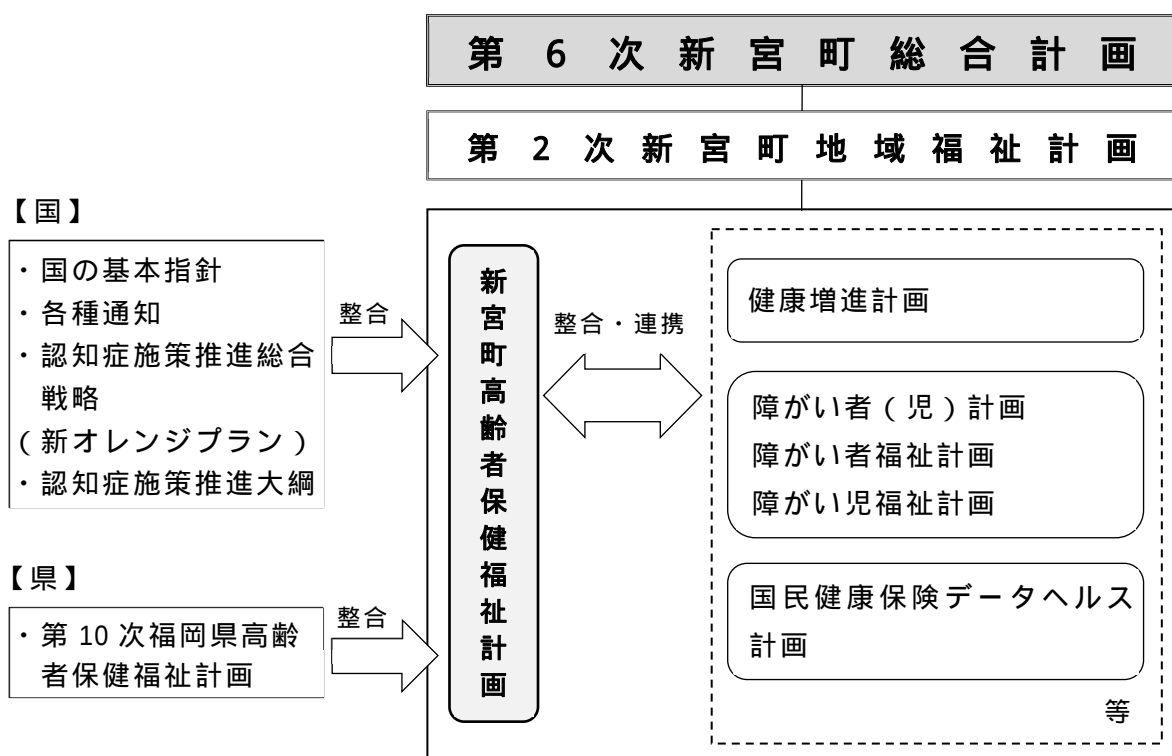
令和7年度から令和9年度までの3年間を計画期間とします。

3 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、全ての高齢者の健康と福祉の増進を図るための計画です。

本計画は、地域福祉包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者の福祉に関する施策を総合的に推進するため、国の定める施策指針を踏まえるとともに、県が策定する「第10次福岡県高齢者保健福祉計画」並びに上位計画である「新宮町総合計画」及び「新宮町地域福祉計画」等との整合性を図ります。

■ 計画の位置づけ



4 計画の策定体制

新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会における審議やアンケート調査、パブリックコメントの実施等により、町民の意見を踏まえて策定しています。

(1) 新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会での審議

本計画を策定するにあたり、福祉に関する事業に従事する人、医療に従事する人、識見を有する人、関係行政機関の職員等、様々な立場の委員で構成する「新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会」を組織し、審議を行いました。

(2) 高齢者生活アンケート

高齢者の日常生活や健康状態、生活実態や意向などを把握するため、福岡県介護保険広域連合が65歳以上の高齢者を対象に実施した「高齢者生活アンケート調査」を計画策定の基礎資料としています。

■ 高齢者生活アンケートの概要

調査対象	新宮町在住の要介護等認定を受けていない高齢者（無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布数	541 件
有効回答数（率）	275 件（50.8％）
調査期間	令和5年7月～8月

(3) 関係団体等ヒアリング

地域の高齢者を取り巻く状況、困りごとや課題等を把握するため、高齢者福祉に関する活動を行っている団体等の代表者を対象にヒアリング調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

■ ヒアリング調査の概要

調査対象団体	新宮町民生委員児童委員協議会、新宮町シニアクラブ連合会、新宮町シルバー人材センター、新宮町社会福祉協議会、新宮町地域包括支援センター
調査方法	事前にヒアリングシートを配布し実施
調査期間	令和6年9月

(4) パブリック・コメントによる町民意見の反映

広く町民から計画（素案）に対する意見を求めるため、令和7年1月17日から2月17日まで、パブリックコメントを実施し、町民意見を募集しました。

5 計画の推進体制

(1) 地域で高齢者福祉を担う主体と役割

本計画の推進にあたっては、行政だけではなく、町民、行政区、民生委員児童委員、ボランティア、シニアクラブ、NPO 法人、社会福祉協議会、シルバー人材センター、民間事業者等の地域で活動する様々な関係団体等が、それぞれの役割を果たしながら、力を合わせ、一体となって取り組むことが必要です。

1) 町民・地域社会

地域の様々な課題を解決していくためには、行政のみならず、地域社会の担い手である地域住民、行政区（行政区福祉会）、民生委員児童委員、シニアクラブ、ボランティア、NPO 法人、民間事業者等の多様な主体が連携し、取組を推進していくことが求められます。

2) 新宮町社会福祉協議会

地域福祉の推進役として、住民主体による支え合いの地域社会の実現、地域の福祉力の向上を支援する取組を行います。

また、地域の担い手の発掘・育成に取り組み、協働を基調としながら地域福祉を推進する役割を担います。

3) 新宮町

所管課である健康福祉課を中心として、教育、協働、住宅、雇用対策等に携わる関係各課と情報共有等の連携を強化しながら、高齢者福祉を総合的に推進します。

また、高齢者一人一人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、関係団体等と連携の強化を図り、住民同士の支え合いの地域づくりを推進します。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCA サイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況の把握・評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行います。

6 本計画とSDGsの関係性

SDGs は、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための令和 12（2030）年までの開発目標です。令和 12（2030）年を期限として、17 の開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げ、国際社会全体の課題として取組を進めています。

本計画においては、SDGs の 17 の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」を中心に取り組みます。



第2章 高齢者を取り巻く現状

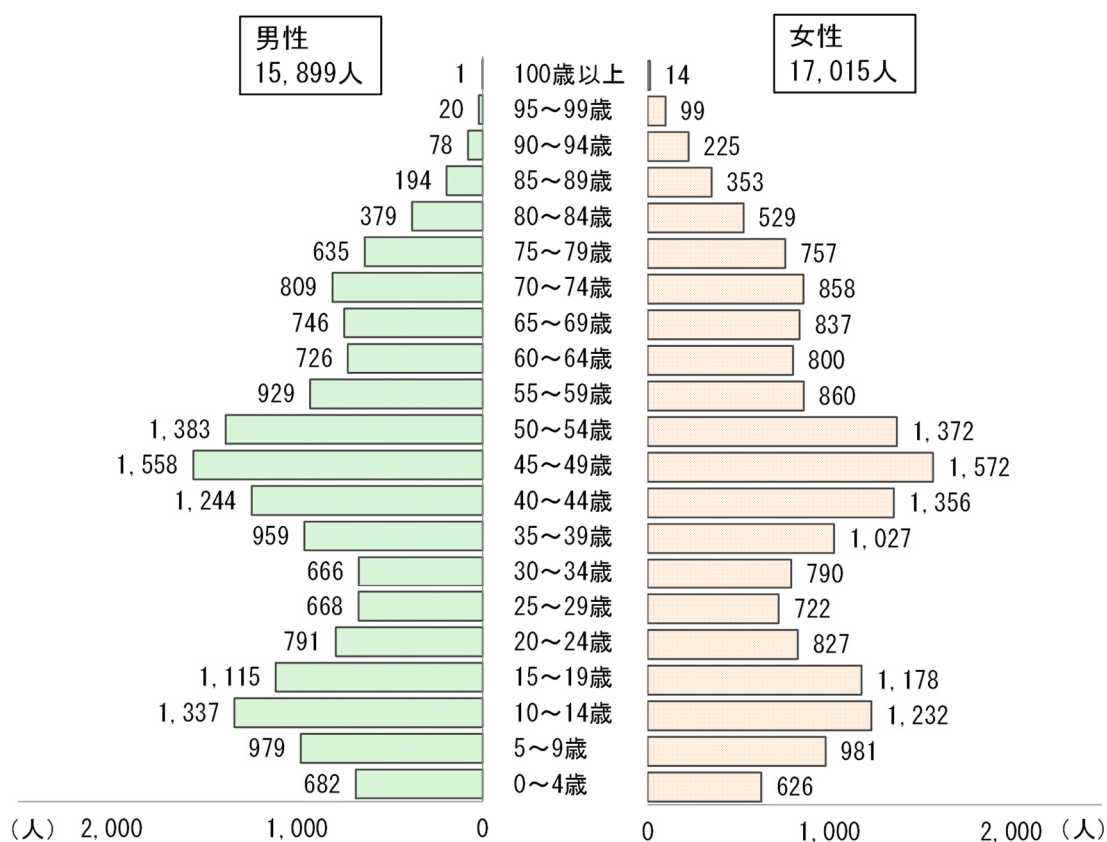
1 新宮町の現状

(1) 人口と高齢化の現状

1) 令和6年の人口ピラミッド

本町の総人口は、令和6年10月1日現在では、男性 15,899 人、女性 17,015 人の計 32,914 人となっています。年齢階層別では、男性、女性ともに 45～49 歳が最も多くなっています。

■ 令和6年の人口ピラミッド



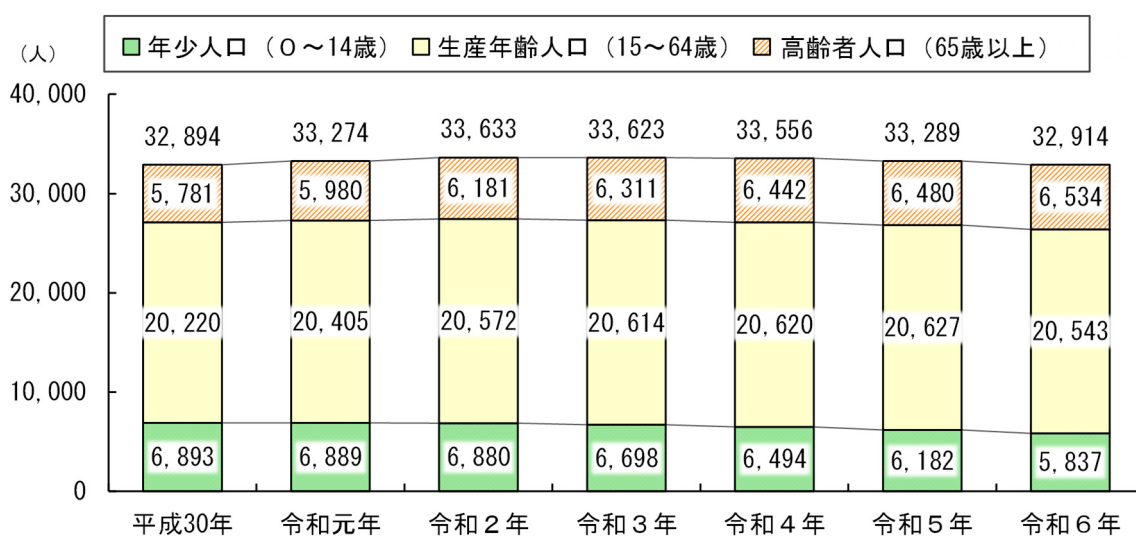
資料：住民基本台帳（令和6年10月1日）

2) 年齢3区分別人口の推移

総人口は、令和2年まで増加していましたが、その後は減少傾向となっています。年齢3区分別人口をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、平成30年の5,781人から令和6年の6,534人と753人増加しています。

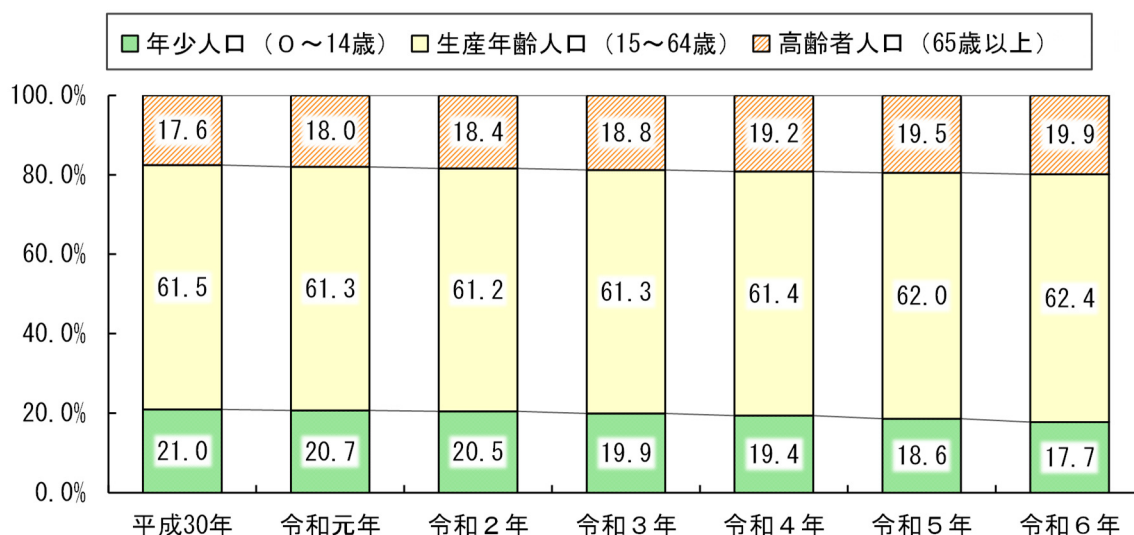
また、年齢3区分別構成比をみると、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加している一方で、年少人口（0～14歳）の割合は減少しており、本町においても高齢化が進んでいます。

■ 年齢3区分別の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

■ 年齢3区分別構成比の推移



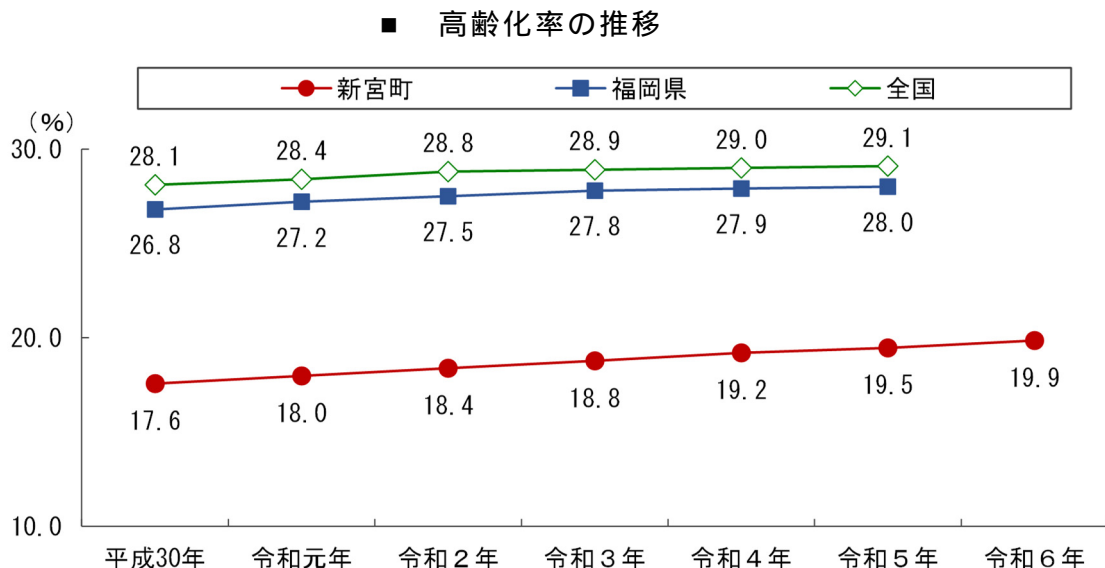
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

小数第二位を四捨五入しているため合計が100.0にならない場合があります。

3) 高齢化率の推移

高齢化率の推移（国・県との比較）

本町の高齢化率は増加傾向となっていますが、県・全国と比較すると、令和5年まで福岡県・全国より低い数値で推移しています。



資料：新宮町は住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

福岡県は「福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移」（各年 10 月 1 日）

全国は総務省「人口推計」確定値（各年 10 月 1 日）

行政区別の高齢化率

令和6年 10月1日時点の行政区別の高齢化率をみると、「相島」が57.2%で最も高く、次いで「桜山手」（51.2%）、「湊坂」（47.3%）と続いています。高齢化率が最も高い「相島」と最も低い「杜の宮」では、53.0ポイントの差があり、行政区によって高齢化の状況は異なります。

■ 行政区別の高齢化率

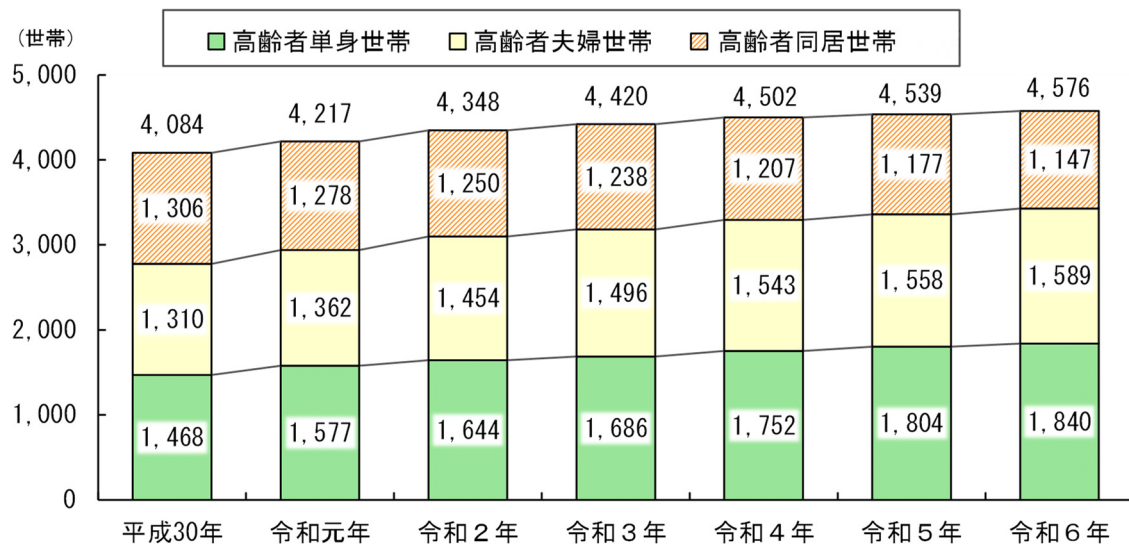
行政区	高齢化率	行政区	高齢化率
的野	37.9%	夜臼2	25.7%
立花口	34.5%	夜臼3	28.5%
花立花	23.9%	夜臼4	23.3%
原上	28.0%	下府1	25.0%
ファーネスト	8.3%	下府2	27.6%
三代	18.8%	杜の宮	4.2%
上府	16.9%	桜山手	51.2%
中央駅前	8.8%	湊坂	47.3%
中央駅西	10.2%	パークシティ	25.3%
よつば	6.8%	新宮	28.5%
(仮称)アーバンパレス新宮	4.9%	湊	14.6%
緑ヶ浜	19.8%	相島	57.2%
夜臼1	15.9%	無所属(組合未定)	41.5%

資料：住民基本台帳（令和6年 10月1日）

4) 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、令和6年では、高齢者のいる世帯が4,576世帯で、特に高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯が増加しています。

■ 高齢者のいる世帯の推移

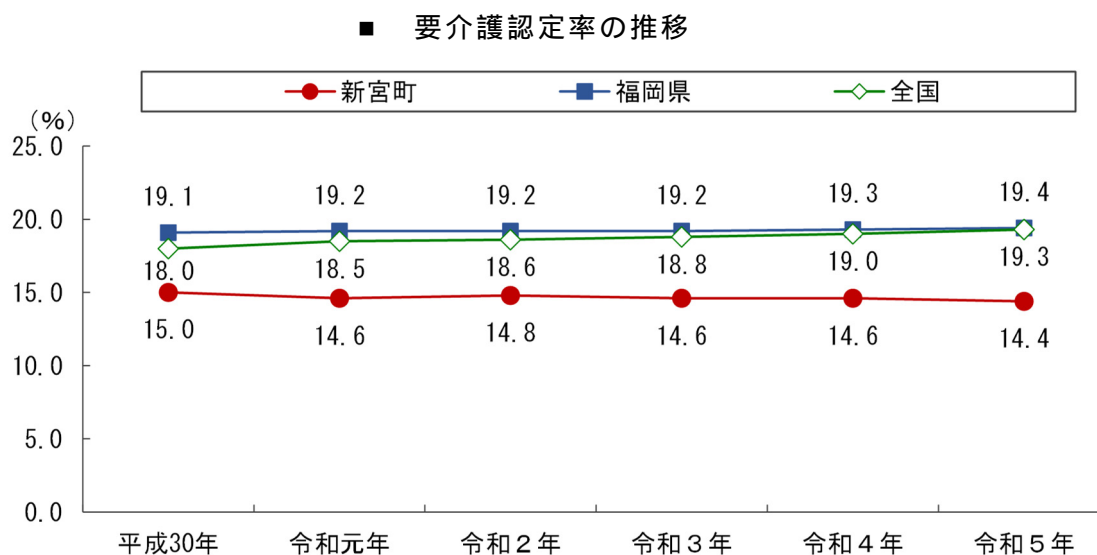


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(2) 要介護認定者数及び要介護認定率の推移

1) 要介護認定者率の推移

本町の要介護認定率（高齢者人口に占める 65 歳以上の要介護認定者数の割合）は、令和元年以降 14% 台で推移しており、令和 5 年では 14.4% となっています。

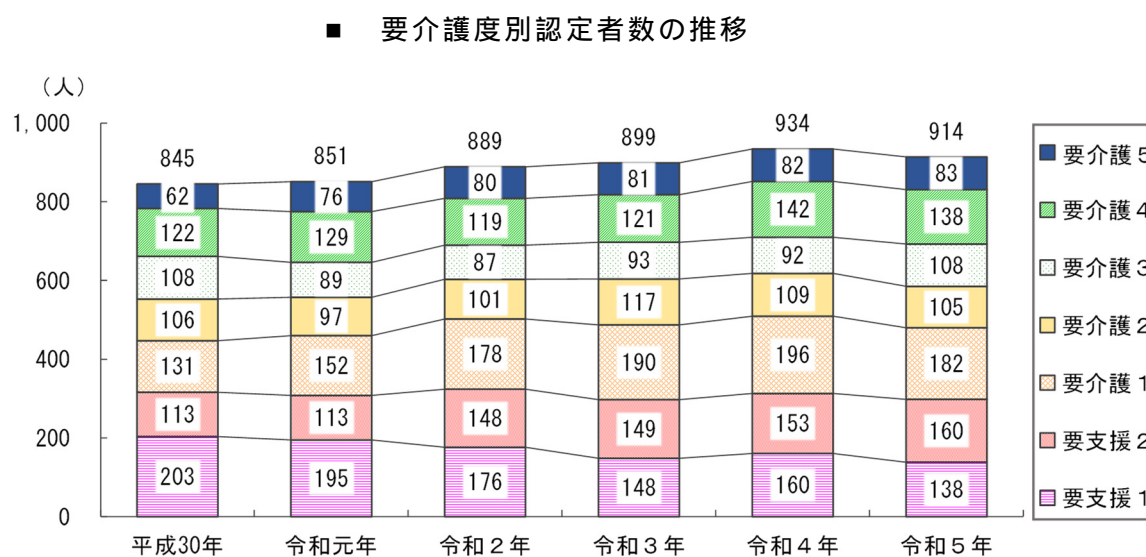


資料：新宮町は庁内資料（各年 10 月 1 日）

福岡県・全国は「介護保険事業状況報告月報（暫定）」（各年 9 月 30 日）

2) 要介護度別認定者数の推移

要介護度別認定者数をみると、令和 5 年は要介護 1 が 182 人で最も多く、要支援 1 から要介護 1 までの認定者は 480 人で認定者全体の 52.5% を占めています。



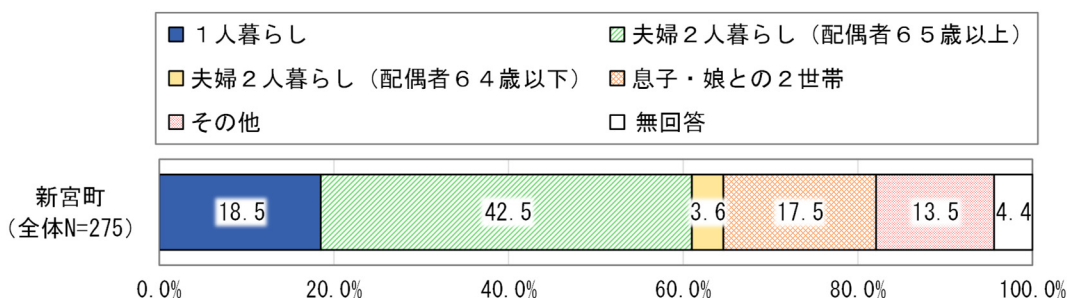
資料：庁内資料（各年 10 月 1 日）

2 生活アンケート調査結果にみる高齢者の状況

(1) 世帯構成

回答者の家族構成は「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が42.5%と最も高く、次いで「一人暮らし」が18.5%となっており、61.0%が高齢者のみの世帯となっています。

■ 世帯構成



(2) 生活機能リスクの状況

高齢者生活アンケートでは、高齢者の生活機能や日常生活・社会参加について、回答結果から評価し、その結果に基づき、生活機能にリスク（将来、心身機能や認知機能等の低下がみられる危険性）がある人（リスク該当者）を判定しています。

本町の結果をみると、「うつ傾向」（44.0%）及び「認知機能」（35.3%）のリスク該当者が比較的高くなっています。

■ 生活機能リスク該当者

		上段：回答者数(人) 下段：回答割合(%)							
	調査数	運動器	転倒	閉じこもり傾向	低栄養	口腔機能	認知機能	うつ傾向	IADL(手段的自立度)低下
新宮町 (全体 N=275)	275	25	76	27	7	54	97	121	20
	100.0	9.1	27.6	9.8	2.5	19.6	35.3	44.0	7.3

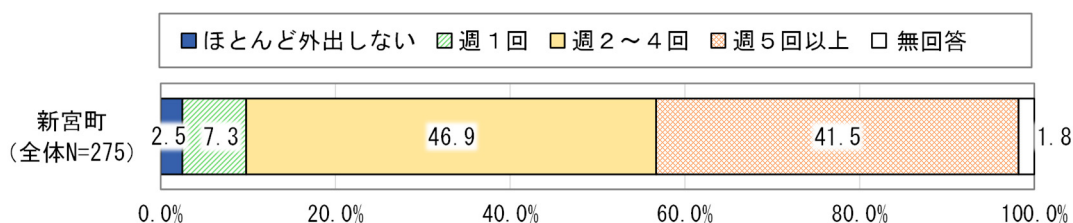
IADL（手段的自立度）とは、調理、掃除、買い物、電話、金銭の管理、服薬、外出などの、社会生活をしていく上で不可欠な動作のこと。

(3) 外出の状況

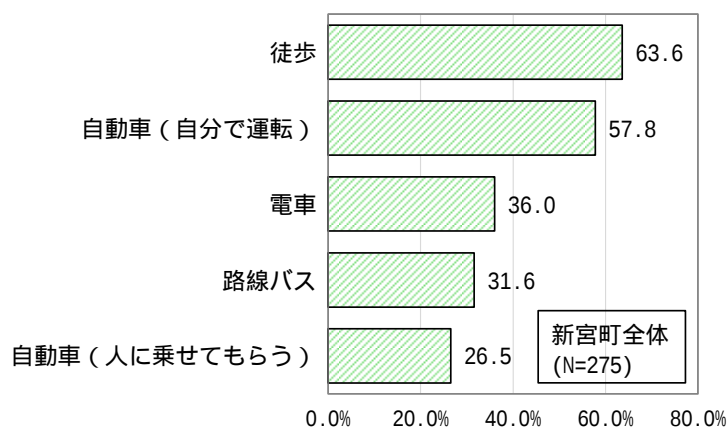
外出の頻度は「週2～4回」が46.9%と最も高く、次いで「週5回以上」が41.5%となっています。また『週1回以下』（「週1回」と「ほとんど外出しない」を合わせた割合）が9.8%となっています。

また、外出する際の主な移動手段は「徒歩」が63.6%と最も高く、次いで「自動車（自分で運転）」（57.8%）、「電車」（36.0%）と続いています。

■ 外出の頻度



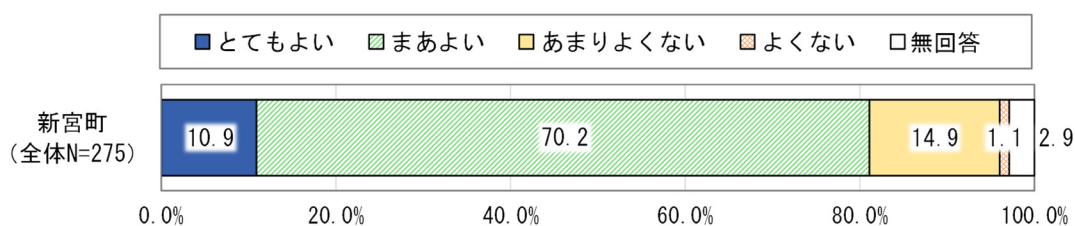
■ 外出する際の主な移動手段（上位5項目）



(4) 健康状態について

健康状態について「まあよい」が70.2%と最も高く、これに「とてもよい」(10.9%)を合わせた81.1%と多くの人が『健康状態は良好』と回答しています。

■ 現在の健康状態



(5) 地域活動や趣味活動への参加状況について

地域活動や趣味活動への参加状況について、「月1回以上」参加したことがある人の割合をみると、「収入のある仕事」が27.3%と最も高く、次いで「スポーツ関係のグループやクラブ」(24.7%)、「趣味関係のグループ」(24.0%)の順に続いています。

■ 地域活動や趣味活動への参加状況

	調査数	「月1回以上」参加したことがある活動							
		ボランティアのグループ	スポーツ関係のグループ	趣味関係のグループ	学習・教養サークル	通いのための介護の場	老人クラブ	町内会・自治会	収入のある仕事
新宮町 (全体 N=275)	275	28	68	66	23	18	22	30	75
	100.0	10.2	24.7	24.0	8.4	6.5	8.0	10.9	27.3

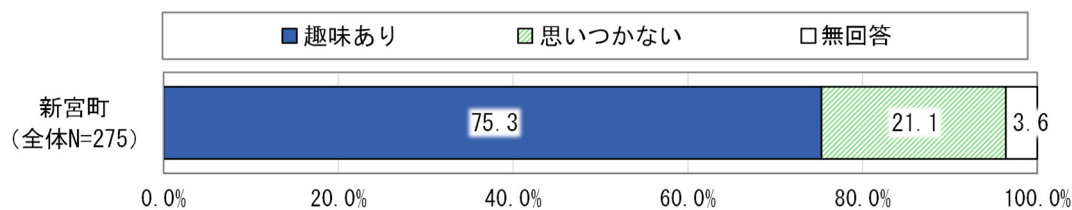
上段：回答者数(人)
下段：回答割合(%)

※老人クラブは、新宮町では「シニアクラブ」です。

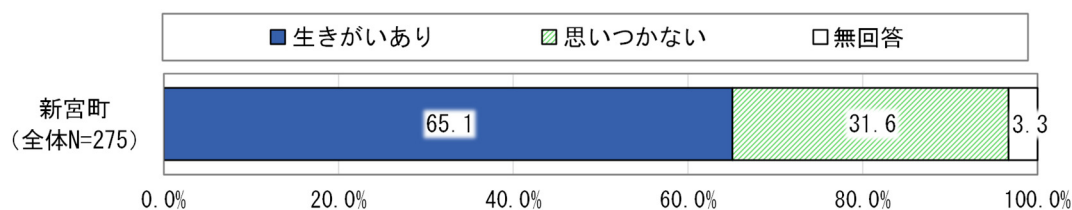
(6) 趣味・生きがいについて

趣味や生きがいの有無について、「趣味あり」が75.3%、「生きがいあり」が65.1%となっています。

■ 趣味について



■ 生きがいについて

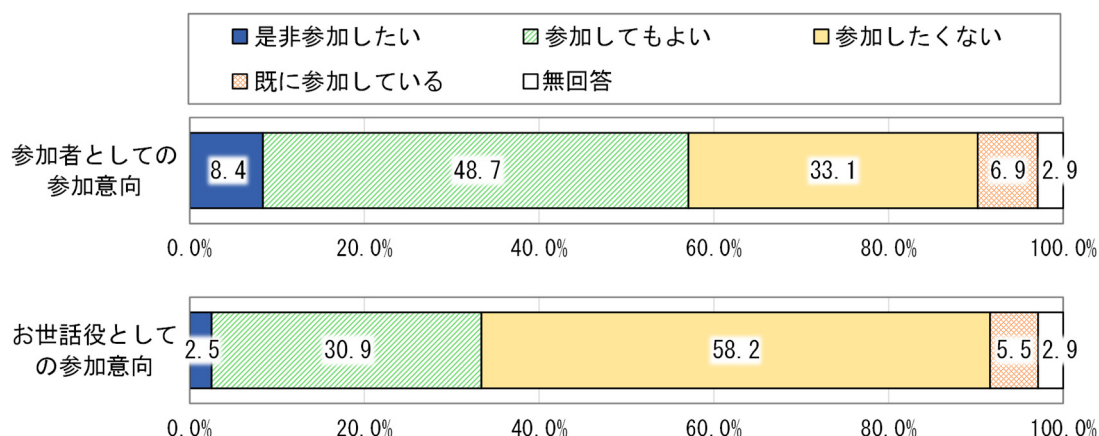


(7) 地域づくりへの参加意向について

健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進める場合、その活動に“参加者”としての参加意向は、「参加してもよい」が48.7%と最も高く、これに「是非参加したい」(8.4%)を合わせた57.1%が『参加者として参加してもよい』となっています。

一方、地域づくりに“お世話役”としての参加意向は、「参加したくない」が58.2%と最も高くなっています。「是非参加したい」(2.5%)と「参加してもよい」(30.9%)を合わせると『お世話役として参加してもよい』という割合は33.4%となっています。

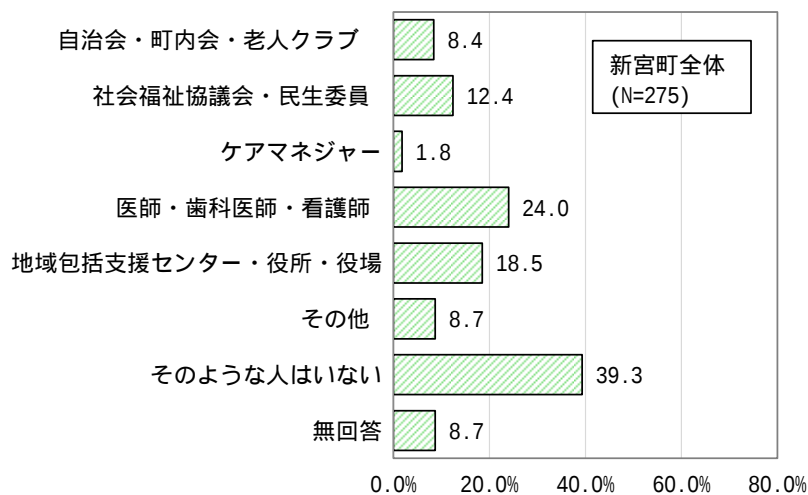
■ 地域づくりへの参加意向



(8) 相談相手について

家族や知人・友人以外の相談相手について、「そのような人はいない」が39.3%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」(24.0%)、「地域包括支援センター・役所・役場」(18.5%)の順に続いています。

■ 相談相手



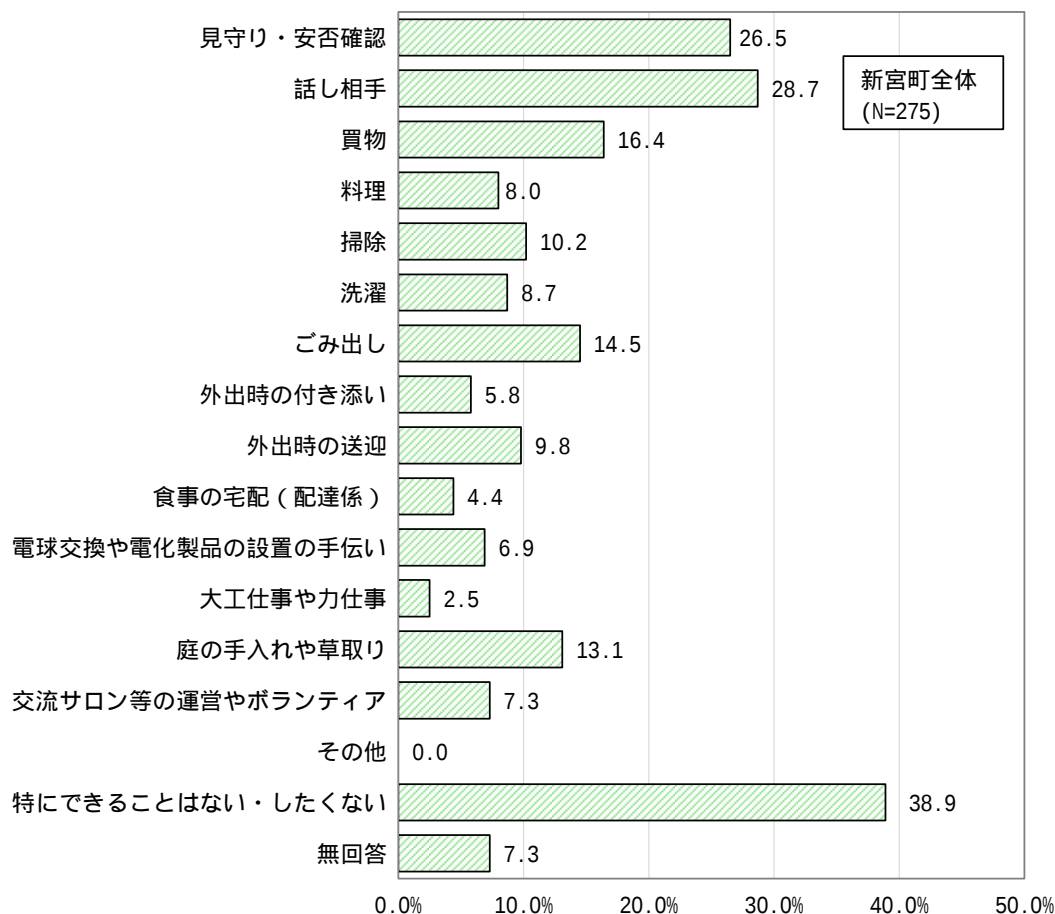
※老人クラブは、新宮町では「シニアクラブ」です。

(9) 生活支援ボランティアについて

生活支援ボランティアとして、「特にできることはない・したくない」及び「無回答」以外の 53.8%の人に生活支援ボランティアの参加意向があります。

活動の内容については、「話し相手」が 28.7%と最も高く、次いで「身守り・安否確認」(26.5%)、「買物」(16.4%)、「ごみ出し」(14.5%)の順に続いています。

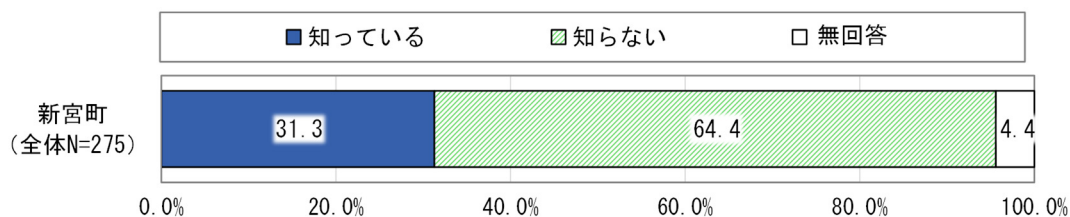
■ 生活支援ボランティアとしてできること



(10) 認知症に関する相談窓口について

認知症に関する相談窓口について、「知らない」が 64.4%、「知っている」が 31.3%となっています。

■ 認知症に関する相談窓口の認知状況



3 ヒアリング調査結果の概要

(1) 地域の高齢者の状況について

1) 生活の状況について

- 生活のサイクルが昼夜逆転している人や食事（栄養）がとれているか心配な人がいる。
- 設備も古く生活に支障がありそうな賃貸住宅に住んでいる、施設に入所したくても入れないといった経済的に余裕がない世帯がある。
- 認知症になると、子どもは仕事をしているため施設に入所するが多い。周りの人のサポートがあれば、まだ施設に入所しなくても、住み慣れた自宅で生活できるケースも多々あると感じる。
- 認知症の人や隣近所とのつながりがない人が悪質な訪問販売や詐欺等の犯罪に巻き込まれる可能性が高いと感じる。何かあっても一人暮らしで近所の人と付き合いがない場合は、相談もできず、周囲の人にもアドバイスができない。時間が経ってから被害が発覚する。
- 高齢ドライバーの事故になりそうな場面をよく見る。車がないと不便な地域もあるが、心配である。
- 子どもが高齢の親を呼び寄せることが多々あり、住み慣れていない土地で知り合いもいない中で生活している高齢者がいる。
- マンションが増え、近隣所との付き合いが減り、地域のつながりは昔ほどではなくなった。地域のつながりは昔と変わってきている。

2) 社会参加の状況について

- 積極的に社会的な活動（地域の役員、趣味の会、ボランティア活動等）に参加している人と、そうでない人がいる。
- 体力が衰え、地域サロンまで行くのが難しくなると、閉じこもりがちになってしまう。活動に参加したくても参加できない状況がある。
- 活動場所まで自分で行くのが難しくなると、車を運転する友人等に乘せてもらえるが、その人が免許返納すると活動場所まで行く手段がなくなってしまう。
- シルバー人材センターの会員数は、全国的には減少しているが、新宮町では増加している。女性会員を増やしたいが、なかなか難しい。車の免許がなく、就労先までの交通手段がないことが理由の一つとしてあげられる。交通の便が良くなれば就労の機会が増えるのではないかと。

(2) 今後のまちづくりについて

1) 移動手段の充実に関すること

- ・買物や病院への移動が困難になった時の支援、高齢者の移動支援や、逆に来てもらえるような支援があれば、長く住み慣れた場所で暮らすことができると思う。
- ・移動手段が確保されると、外に出かけやすくなり家に閉じこもる人が減るのではないか。

2) 社会参加の充実に関すること

- ・より多くの人認知症への理解を深めることが必要である。
- ・高齢者自身も認知症や体（健康）の心配をよくしているため、学習する機会が充実すると良いのではないか。
- ・加齢に伴って体力・気力が衰えるのは否めないが、できるだけ QOL（クオリティ・オブ・ライフ）を落とさないための努力を本人が行うことができるように支援することが必要だと思う。（例：身体の機能が衰えないようにジムに通う場合の費用負担や、YouTube 等を活用して自宅でできる体操の周知など）
- ・地域サロンに行ける人の他にも、要支援になる前の状態の人（足腰が弱くなってきた人）の受け皿の充実が必要なのではないか。
- ・社会参加の機会、選択肢を増やすことが大切である。
- ・誰もが役割を持てるような場、「支える」「支えられる」ではなく、状況に応じて様々な立場で参加できるような場が増えていくと良いと思う。

3) 地域の人とのつながりに関すること

- ・高齢者がいきいきと暮らすためには、高齢者自身が楽しめるもの、必要とされること、活躍できる場等があれば考える。そのためにも、住んでいる地域や社会とのつながりが必要であると思うため、高齢者が参加したくなるようなイベント等への支援があっても良いのではないか。誰でも参加できるようなイベントがあれば、色々な人とふれあい、交流ができる。
- ・祖父母と離れて暮らしている子どもも多いため、地域において、おじいちゃん・おばあちゃんの知恵や昔の行事等を伝えたり、一緒に食事をする場を持ちたいと思っているが、衛生管理の面で難しくなっている。何らかの形で、児童と高齢者のコミュニケーションの機会が必要であると感じる。
- ・つながりが希薄化していることなどから、他人に気を配る余裕がない等の理由により、無償のボランティアだけでは限界が来つつあるように感じる。地域の活動に参加するメリットを感じないため、参加していない人もいる。ボランティアをする側が負担なく、継続して活動してもらえるための工夫が必要である。（有償や生活支援へのサポートポイントの導入等）
- ・サロンやこども食堂等の世代間でつながれる場が広がれば良いと思う。

4 高齢者福祉の課題のまとめ

施策の実施状況、各種調査等を踏まえ、新宮町における高齢者福祉の課題について、次のように整理しています。

(1) 介護予防の推進について

高齢者生活アンケートでは、要介護認定を受けていない高齢者の生活機能リスクは、「うつ傾向」と「認知機能」が比較的高くなっており、これらは、要介護状態へ移行する要因となるため、介護予防事業等への参加を促すことが必要です。本町においては、福祉センター、ふれあい交流館、シーオーレ新宮において介護予防教室の実施、各公民館における地域健康教室を開催しています。しかし、ヒアリング調査からは、参加者数に制限があり希望しても参加できないことや、会場までの交通手段がないために参加できない人がいるといった声があり、実施方法や回数の検討等、参加しやすい環境づくりが求められています。また、高齢者自身が「行きたい」と思えるように、住民の意見を反映した介護予防教室を充実させていくことが必要です。

(2) 認知症に関する取組について

町内の中学校や高校等において認知症サポーター養成講座の開催や、令和5年度には認知症ケアパスを更新、全戸配布し周知を図っています。しかし、高齢者生活アンケートでは、認知症に関する相談窓口を知っている割合は約3割で、相談窓口についての周知が不十分となっています。

引き続き、認知症についての理解を深め、地域においても認知症の人やその家族を支援する環境を整えるために、認知症サポーター養成の推進、地域包括支援センター等の相談支援体制の整備と周知が必要です。

(3) 生きがいづくりの推進について

高齢者生活アンケートでは、趣味がある人は約7割、生きがいがある人は約6割となっています。高齢者がいきいきと暮らすためには、趣味や生きがいを見つけ、社会活動や地域活動に参加できるよう、心と身体の健康づくり、生涯学習等の学びの場、活動できる場などの環境づくり等の支援をすることが必要です。

また、対象を限定しない集いの場、こども食堂、軽スポーツ体験会等、幅広い世代が参加でき交流できる場は増えていますが、身近な地域において、誰もが気軽に、安心して過ごすことができ、心穏やかに交流できる場の構築が求められています。交流の場を増やすためには、福祉分野に限らず、社会教育（生涯学習）分野との連携、地域の企業の力も借りながら取り組んでいくことが必要です。

(4) 地域の支援体制の構築について

高齢者生活アンケート調査では、約6割の人に生活支援ボランティアへの参加意欲があるものの、ボランティアグループ等への参加率は低い傾向にあるため、参加意欲のある高齢者と活躍できる場を結び付け、身近な地域における支え合いをより一層推進することが必要です。

また、家族や友人・知人以外の相談相手について、約2割の人が「医師・歯科医師・看護師」と回答しています。医療機関等へも介護予防教室や集いの場等の地域での取組を周知し、利用につなげていくことが必要です。

(5) 安心して暮らせるまちづくりについて

高齢化の進展によって、高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯が増加しており、高齢者を狙った犯罪や消費者被害の防止に向けてより一層の取組の推進が必要です。

また、必要な支援につながり、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、町民だけではなく、遠方に住んでいる家族に対しても、町内でどのような取組が行われているのか、ホームページや SNS 等を活用して、地域の活動に関する情報を周知することが必要です。

(6) 相島の高齢者保健福祉について

定期的なサロンを開催し、介護予防における情報と交流の場を提供していますが、特に、相島ではサロンの参加者が固定化しており、閉じこもりの人が多い状況であるため、外に出る仕組みづくりが必要となっています。

また、相島の高齢化率は、町内の行政区の中で最も高く 50%を超えています。住民の困りごとは、日常生活における困りごとが多くなっていますが、高齢化により住民同士の支え合いだけでは難しくなっている状況があります。できる限り島での生活を続けていくためには、住民同士の支え合いの体制づくりとともに、高齢者自身の健康寿命を延ばすための取組の推進がこれまで以上に求められます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

前期計画では、「高齢者が健康で、生きがいあふれ、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援のサービスを一体的に提供し、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができる地域包括ケアシステムの実現に向けて取組を推進してきました。

住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことは、高齢者のみならず多くの市民の願いです。高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むことが重要です。

本計画では、基本理念を「高齢者がいきいきと活躍し、共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり」とし、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、一人一人が生きがいや役割を持って、お互いに支え合いながら安心して暮らしていくことのできるまちづくりを目指します。

第6次新宮町総合計画 前期基本計画

まちの将来像

「人がいきいき 未来をつむぐ 挑戦するまち しんぐう」

基本目標3

「共に支え合い健やかに暮らせるまち」

新宮町高齢者保健福祉計画（令和4年度～令和6年度）

基本理念

「高齢者が健康で、生きがいあふれ、安心して暮らせるまちづくり」



【新宮町高齢者保健福祉計画 基本理念】

高齢者がいきいきと活躍し、ともに支え合い、
安心して暮らせるまちづくり



2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次のように基本目標を定めます。

基本目標 1 高齢者がいきいきと活躍できるまちづくり

誰もが気軽に参加することができ、様々な人と交流できる場の充実を図ります。
また、高齢者がこれまで培った知識や経験を活かしながら、就労や地域での活動に参加できるよう、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に取り組みます。

基本目標 2 高齢者が健康に暮らせるまちづくり

高齢者が介護が必要な状態になることを防ぐとともに、高齢者自身が選択し自分に合った介護予防や健康づくりに取り組むことができる環境づくりを推進します。
また、認知症についての正しい知識の普及・啓発、認知症に関する相談体制の整備を推進し、認知症の人やその家族が安心して地域での生活を続けられるように取り組みます。

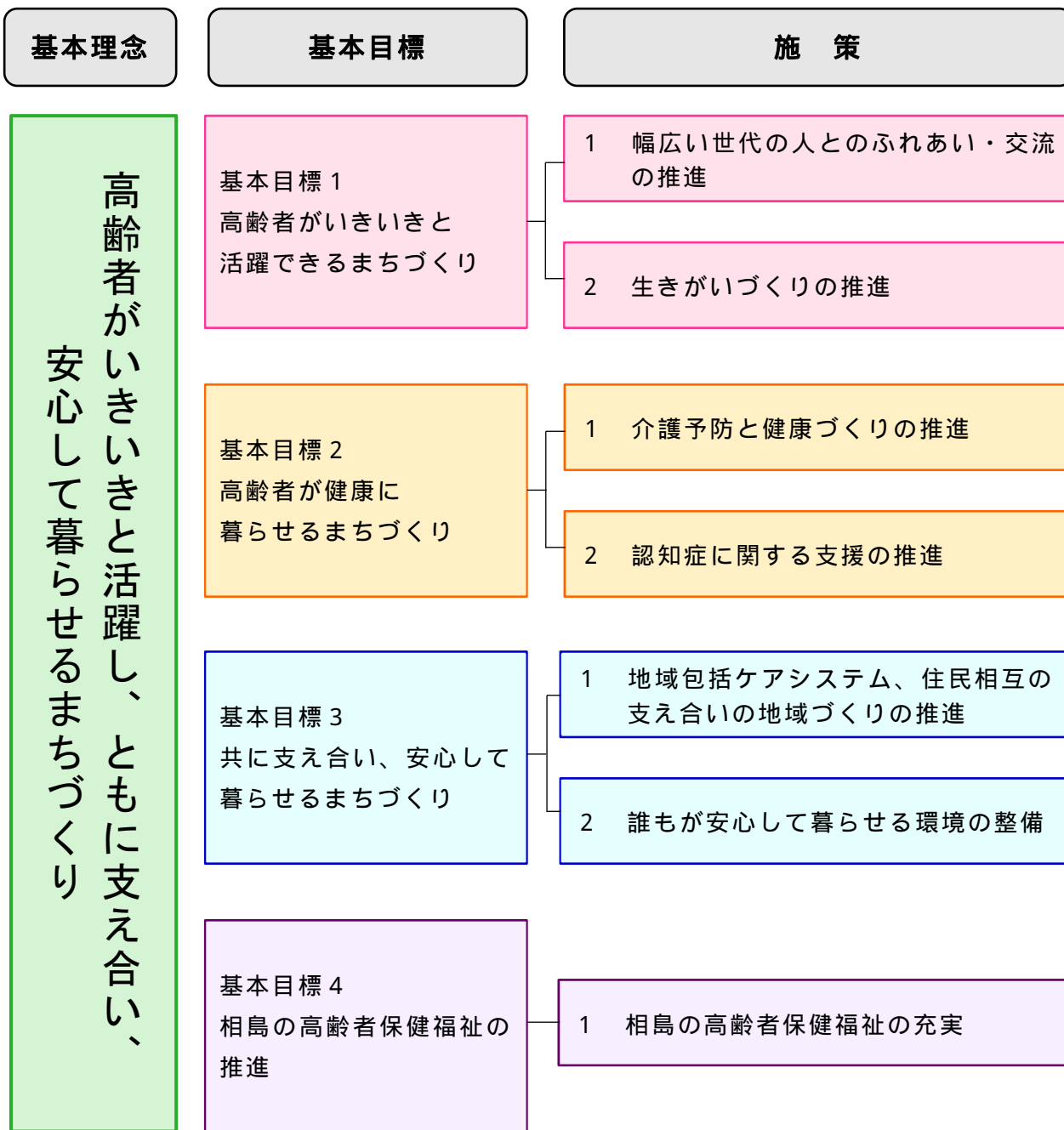
基本目標 3 共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、住民相互の支え合いの地域づくりを推進します。
また、地域で安心、安全に暮らすことができるよう、道路や施設等の環境の整備を図るとともに、町民の防災・防犯意識の向上に取り組みます。

基本目標 4 相島の高齢者保健福祉の推進

相島で可能な限り長く暮らしていくことができるよう、介護予防に関する取組への参加促進、公的な福祉サービスだけではない島民同士の支え合いの地域づくりを推進します。

3 計画の体系



第4章 高齢者福祉施策の展開

基本目標 1 高齢者がいきいきと活躍できるまちづくり

(1) 幅広い世代の人とのふれあい・交流の推進

【方向性】

世代や地域を問わず、様々な人とふれあい、交流することは、高齢者がこれまで培った知識や経験を幅広い世代に伝えるとともに、高齢者が自分自身の新たな役割に気付くきっかけや、生きがいにつながります。

また、本町においても、家庭環境や生活の多様化により、一人暮らしの高齢者や日中は一人で過ごしている高齢者が多くなっています。閉じこもりや孤独感の解消に向け、子どもから高齢者までの幅広い世代が集まり、ふれあうことのできる機会や場を提供します。

さらに、地域や学校等で実施していた交流活動が、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止したままになっている取組もあるため、関係者と協議しながら再開に向けて取り組みます。

No	具体的な取組	取組の内容
	世代間交流活動の充実	高齢者と地域の小・中学生をはじめとする様々な世代が、お互いを知り、支え合うきっかけづくりとなるよう、多世代交流事業を積極的に推進します。
	高齢者の活動拠点としての施設の活用	高齢者の生きがい活動を支援するとともに、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者などの介護予防等の活動拠点として、ふれあい交流館の積極的な活用を図ります。
	ボランティア活動・社会貢献活動の推進	高齢者のボランティア活動や地域福祉活動の参加を促進するため、高齢者の持つ豊富な経験や知識、技能を活かした活動が様々な分野で行われるよう、活動を支援し推進を図ります。
	社会参加の促進と地域との連携	閉じこもりがちな人に外出への意欲を持ってもらえるよう、シニアクラブや民生委員・児童委員等と連携し、様々な場への高齢者の社会参加を働きかけます。
	共食の推進	地域や関係団体等と連携・協働を図りながら、地域の公民館等で地域住民が食事や会話を楽しむことができる共食の場づくりを推進します。

(2) 生きがいづくりの推進

【方向性】

高齢者が地域をはじめ、社会の中で役割を担い、積極的に社会貢献することは、本人の生きがいと介護予防につながります。また、高齢者のいきいきとした活動は、地域の活性化を図る上で大きな力となることも期待されます。高齢者の生きがいづくり、社会参加のできる機会や場の創出を積極的に推進していきます。

また、働く意欲のある高齢者が、その経験や知見を活かして活躍できるよう、関係機関と連携を図り、求人情報や就労に必要な知識・技術を習得するための講習等の情報を提供し、希望に応じて働くことのできる環境の整備を図ります。

No	具体的な取組	取組の内容
	シニアクラブへの支援・活動の推進	シニアクラブは、学習活動、地域奉仕活動、健康増進活動を通じて、地域の仲間づくりをする団体ですが、会員は高齢化及び減少傾向にあります。そこで、シニアクラブの役割を再評価するとともに、会員増加につながる取組を支援していきます。また、魅力あるクラブづくりや、クラブ活動を推進するリーダーの養成についても支援していきます。
	地域に根ざした福祉活動の推進	地区内の公民館や集会所、福祉センター、ふれあい交流館など身近な拠点を利用し、地域に根ざした住民が主体となって行われる福祉活動を推進します。
	シルバー人材センターへの加入・就労の促進	豊富な技術や知識、経験を持つ多くの高齢者が、就労を通して、これまで培ってきたものを活かして、生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう、加入促進を図るとともに、事業活動を支援します。
	多様化する就業ニーズへの対応	高齢者の経験を活かすことができる仕事を提供するなど、多様化する就業ニーズに応えられるよう支援していきます。また、公共職業安定所や福岡県生涯現役チャレンジセンター等と連携を図りながら、高齢者の就業に関する情報提供を行います。
	講座等の開催・支援及び生涯学習の充実	町民の自主企画・自主運営による公民館講座やボランティア活動と一体となった学習講座の充実を図り、教えあい、学びあう環境づくりを推進します。また、高齢者が楽しく生きがいを持って、地域社会の様々な活動に参加できるよう、保健・医療・福祉等、高齢者の学習ニーズや地域の課題に応じた多様な講座の充実等を推進します。
	スポーツの充実	高齢者が楽しく生きがいを持って地域社会のさまざまな活動に参加する場として、スポーツ活動などにおいて地域、小中学校、関連団体等との連携・協力体制を強化していきます。

基本目標 2 高齢者が健康に暮らせるまちづくり

(1) 介護予防と健康づくりの推進

【方向性】

本町では、「第2期新宮町健康増進計画」に基づき、健康寿命の延伸・心身の健康の増進を目指し、町民一人一人が健康に意識を向け、積極的に健康づくりを実践できるよう取組を進めています。本町の特定健康診査受診者のうち、メタボリックシンドロームの人の割合は比較的少ないですが、血圧や脂質において改善が必要な人の割合は高くなっています。要支援・要介護状態になるリスクが高い脳卒中や心臓病の危険因子となる高血圧や脂質異常症等を適切に管理し、予防することが重要です。そのため、定期的な健康診査や検診の受診を促し、疾病の早期発見及び生活習慣の改善を推進します。

また、年齢を重ねて体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態であるフレイルは、そのまま放置すると要介護状態になる可能性があります。フレイルは、栄養、身体活動、社会参加を見直すことで進行が予防できるため、より多くの人に参加できる教室の開催や内容の検討を行い、介護予防の取組の充実を図ります。介護予防・日常生活支援総合事業を充実することで、地域とのつながりを保ちながら要支援・要介護状態とならないようにする重度化防止に関する事業を展開していきます。

No	具体的な取組	取組の内容
	介護予防事業の推進	高齢者が積極的に介護予防事業に参加できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域での自主的な活動の場の育成・支援を行います。また、地域住民のニーズを踏まえた講座等の提案と活動の場への積極的な関与による介護予防事業の推進と、住民主体による介護予防活動の取組を推進します。
	フレイル（高齢者の虚弱）予防の普及・啓発と自立生活の促進	要介護状態の大きな原因である運動器障害を予防するために、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を含めたフレイル予防の普及・啓発に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。 また、生活習慣病予防や身体機能の維持・向上のために、誰でも気軽に続けられるような運動の場を提供することで仲間づくりや居場所づくりを図り、生活機能低下の防止と介護予防を推進します。

No	具体的な取組	取組の内容
	介護予防の情報発信	町民自ら健康管理と介護予防に取り組めるよう、広報誌「Active 新宮」で健康づくりや介護予防に関する情報の発信を行っていきます。
	早期発見につながる健（検）診の促進と情報発信	特定健診、各種がん検診、健康診断等の周知を図るとともに、予約方法の見直しなど受診率向上を図り、早期発見・早期治療につなげます。また、各種健（検）診の実施後は、生活習慣を改善する事後指導や情報提供の充実を図ります。

（２）認知症に関する支援の推進

【方向性】

令和６年１月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進することとされています。

認知症は誰もがなりうるものであり、高齢化率の上昇とともに、認知症高齢者の増加が見込まれています。認知症の人やその家族が地域で、自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、同じ社会の一員として地域とともに創っていくことが必要です。

認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が尊厳を持って暮らすためには、医療や介護等の関係機関の連携を強化し、早期発見・相談体制の充実、認知症サポーターの養成や地域における見守り活動の充実を図ります。

さらに、認知症の人や認知症の疑いのある人が、地域で安心して暮らしていく地域づくりのため、認知症に関する正しい理解を促進するとともに、町民や事業者等へ向けた虐待防止や権利擁護に関する普及啓発を推進します。

No	具体的な取組	取組の内容
	認知症サポーターの養成及び普及啓発の推進	認知症を理解し、地域で認知症の人やその家族を支援する体制を構築するため、幅広い世代に認知症サポーターの更なる養成を行うとともに、認知症に対する地域住民の理解を深め、認知症の早期発見、早期治療につなげます。また、認知症サポーターになった後も、認知症理解の知識を定着させるためのフォローアップ講座や講演会、講座の開催、出前講座等により認知症への理解を深めるために継続して普及啓発します。

No	具体的な取組	取組の内容
	認知症の相談支援の充実及び認知症への早期対応	地域包括支援センターを中心に、認知症の人や、認知症の疑いがある人についての相談体制を充実するとともに、必要に応じて認知症初期集中支援チーム等を活用して早期に介入し、医療機関や介護サービス等へつなぎます。また、認知症の人とその家族が、住み慣れた地域でより安心できる生活を送るために認知症ケアパスの周知を図ります。
	認知症の予防対策	脳血管障害のリスクとなる高血圧症、高脂血症、肥満などにならないよう、バランスのとれた食習慣と適度な運動や、意欲をもって生活をしていくことは、認知症の発症を遅らせ、健康寿命の延伸にも繋がるため、町民自ら積極的に取り組めるよう、認知症予防のための日常生活の過ごし方について様々な機会を通じて周知します。
	認知症高齢者の捜索に対する支援	高齢者が行方不明になった場合は、その捜索を円滑に行い早期発見につなげるよう情報発信を行い、認知症高齢者SOSネットワーク※ ² を充実させていきます。
	認知症高齢者に対する権利擁護の支援	町民向けの講演会や専門職向けの成年後見に関する勉強会等、あらゆる機会を通じて認知症高齢者に対する権利擁護の啓発と、成年後見制度等の理解を深め、普及促進します。
	家族介護者への支援の充実	家族介護者が抱える不安や負担を軽減するために、身近な地域における認知症の人とその家族の交流、悩みごとの相談・共有、支援につながるきっかけづくり等を支援するため、在宅介護者の会等と連携し、集いの場の普及を図ります。 また、家族の介護を理由とした離職の防止に向けて、仕事と介護の両立のための制度に関する普及啓発等の取組を推進します。

※2 認知症高齢者SOSネットワークとは、福岡都市圏11市町で構成されたネットワークであり、事前に登録してある認知症高齢者等が行方不明になった際に、登録している協力サポーター等にメール配信で捜索協力依頼を出して、広域的に捜索することを目的に作られたものです。

基本目標 3 共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域包括ケアシステム、住民相互の支え合いの地域づくりの推進

【方向性】

人口減少や世帯規模の縮小、生活様式の変化等により、地域のつながりが希薄化するなか、高齢者だけではなく、障がいのある人、子どもへの虐待や生活困窮など様々な社会的課題が生じており、町民のニーズは年々多様化・複雑化しています。

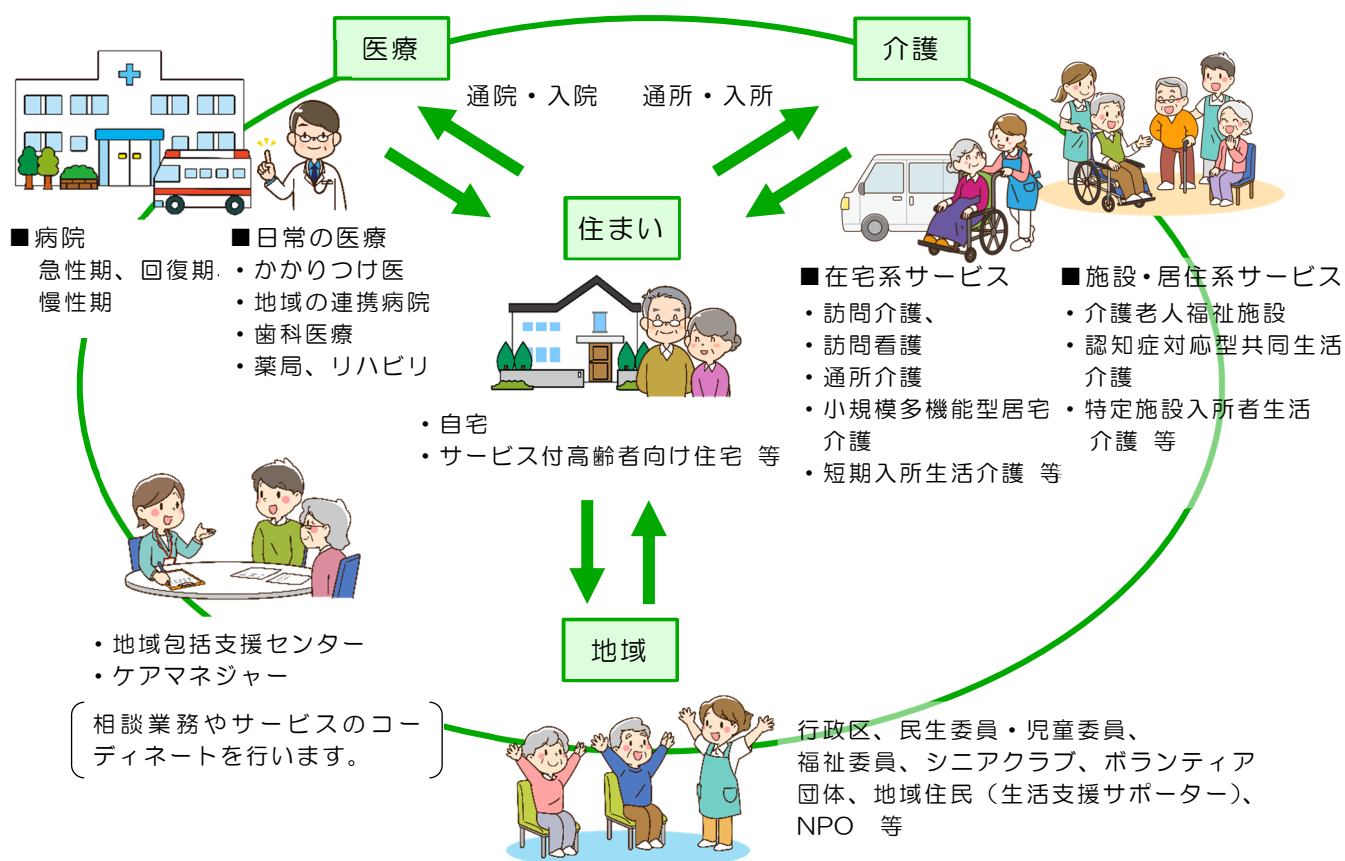
このような状況に対応するため、本町では「生活支援コーディネーター※³」を登用し、「しんぐるっと」という愛称の「協議体」を設置しています。「しんぐるっと」では、地域課題や地域の特徴、また、これからの新宮町の助け合い・支え合いのためにできること等について、地域住民やボランティア、医療介護関係者、町内事業所等が話し合いを行っています。話し合った内容は、地域へ情報提供し、地域住民と行政が地域課題等を把握・共有することで、行政の公的サービスや専門職による支援と地域住民やボランティア等の活動をつなぎ、様々な立場の人々が共に助け合い、支え合う仕組みづくりに取り組んでいます。この仕組みを活用し、多様化・複合化するニーズを捉え、誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

また、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の5つのサービスを一体的に提供し、支援が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステムの実現とともに、地域共生社会※⁴の実現に向けた地域づくりや、複合・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指します。

※3 生活支援コーディネーターとは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤の整備を進めていくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行うもの。別名「地域支え合い推進員」

※4 地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

■ 新宮町地域包括ケアシステムの姿



No	具体的な取組	取組の内容
	地域包括支援センターの相談窓口体制の強化	高齢者の抱えるさまざまな問題が多様化しており、地域の相談窓口として、地域包括支援センターの役割はますます重要になっています。個別の問題に対応するだけでなく、「地域包括ケアシステム」を視野に入れながら地域ニーズの発見・検討・解決の仕組みを作り上げていきます。また、地域住民や団体、事業者、行政等のネットワークを構築し、相談しやすい体制の整備を図ります。
	介護支援専門員（ケアマネジャー）の育成	高齢者に必要な医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供されるためには、介護支援専門員が幅広い知識とネットワークを持っていることが重要です。また、高齢者が自立した生活を送るために、必要なものを見出す能力も求められます。地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に勉強会、研修会等を重ね、個別事例の検討の中からスキルアップを図れるような仕組みを作ります。
	「しんぐるっと」による支え合いのまちづくりの推進	生活支援コーディネーターを中心に、地域住民やボランティア、医療介護関係者、町内事業所など様々な人々で構成している協議体「しんぐるっと」で、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、「生活支援」などについて話し合いを行い、若い世代だけでなく、高齢者同士の支え合いに関しても様々な検討を行い、支え合いのまちづくりの推進を図ります。
	地域ケア会議の推進	地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域包括支援センターを中心に地域ケア個別会議で地域課題を把握します。地域ケア推進会議では、「しんぐるっと」における議論を踏まえ、地域課題の解決に向け資源開発や地域づくりを推進するとともに、そのために必要となる政策の立案・提言を行います。
	生活支援サービスの充実	地域住民（生活支援サポーター等）・ボランティア団体・NPO・社会福祉協議会・社会福祉法人・シルバー人材センター・民間企業・協同組合等による多様な生活支援サービスの提供体制の構築を目指し、自助・互助の概念のもと、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。
	医療と介護の連携	医療と介護が必要となっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者と協力・連携しながら、在宅医療と在宅介護が夜間・休日、容態急変時の対応等、切れ目なく提供される体制の構築を目指します。

No	具体的な取組	取組の内容
	地域の医療・介護の資源の把握と情報提供	地域の在宅医療・介護連携機関の現状を把握し、医療・介護関係者がそれぞれの役割を理解し、適切に選択し在宅での支援に活用することができるように情報を収集し、情報提供を行います。
	看取り・ターミナルケア（終末期医療）の環境整備	人生会議（ACP（アドバンス・ケア・プランニング）：将来の体の変化に備えて、前もって希望する医療やケア等について、家族や友人、医療介護スタッフ等と話し合うこと）の普及啓発を推進します。また、病院等と連携し、自宅等において、看取りまでを視野に入れた在宅医療サービスを切れ目なく提供できる体制の構築を目指します。
	身寄りのない高齢者等への支援の充実	身寄りが誰もいない人だけではなく、家族形態の多様化により、家族がいても頼ることのできない人が増えているため、地域住民、医療・介護関係者、民間事業者等の多様な人々が連携して支援することのできる環境づくりに取り組み、日常生活での緩やかなつながりや居場所づくりを推進します。
	終活の普及啓発	高齢者が自分の将来について考えることができるよう、相談窓口やエンディングノートなど終活に関する普及啓発を図ります。

（２）誰もが安心して暮らせる環境の整備

１）生活環境の整備の推進

【方向性】

高齢者が地域で安全・安心に生活することができるよう、建築物や施設においてユニバーサルデザイン化を推進し、高齢者だけではなく、障がいのある人や子ども、妊産婦等が住みやすいバリアフリー環境の整備を推進します。

また、高齢者の住まいの改修の支援等、高齢者が安心して暮らし続けることができるような環境・体制づくりを推進します。

さらに、デジタル機器等を活用したスムーズな情報伝達の検討や高齢者が情報を得やすい体制整備を図ります。

No	具体的な取組	取組の内容
	安心して生活できる環境づくり・バリアフリーの実現	日常的に利用する公共施設や歩道等を安心して快適に利用できるよう、施設の敷地や建物の出入口、トイレ等のバリアフリー化や、安全で快適な歩道の設置、分かりやすい案内サインなど、移動しやすい環境づくりを推進します。

No	具体的な取組	取組の内容
	地域における移動手段の確保	民間事業者や地域住民と連携し、買い物や移動に困難を抱える人に対するサービスの検討を実施し、住民の生活やニーズにあった移動手段の確保を図ります。
	安心して暮らせる住まいの支援	高齢者が安心・安全に暮らしていくことができるよう、高齢者等住宅改造助成事業や養護老人ホームへの入所等措置とともに、高齢者の住まいに関する情報提供やサービス付き高齢者向け住宅などの適切な利用促進を図ります。
	加齢等による難聴等への対応の充実	聴力検査の受診や定期的なケアの重要性についての普及啓発を図ります。 また、高齢者にも伝わりやすい情報発信を工夫し、窓口等においては難聴の人が聞こえやすい技術を活用した聴覚補助機器の活用を検討、デジタル機器による視覚的な情報伝達の方法を検討します。
	情報アクセシビリティの確保（情報の得やすさの向上）	高齢者や障がいのある人も含め、誰もがホームページ等で提供される情報を支障なく利用することができるように、町のホームページの利用しやすさの向上を図ります。 また、デジタル活用支援の講習会等を実施し、高齢者のデジタル活用の不安の解消に向けた取組を推進します。

2) 防犯・防災・交通安全対策の推進

【方向性】

近年、日本各地で大規模な災害等が発生し、町民に大きな不安を与えています。日頃からの防災に対する心構えや非常時の支援体制が重要であるため、関係機関と連携し、防災の意識啓発に取り組めます。

また、災害だけではなく、高齢者を狙った詐欺や悪質販売や、高齢者が交通事故等の危険に遭うことがないように、被害防止に関する取組の充実を図ります。

No	具体的な取組	取組の内容
	防災知識の普及・啓発	災害時の安全を確保できるよう、まずは自分の命は自分で守る「自助」の意識を高め、町民一人一人の災害に対する意識・知識の向上を図ります。特に、高齢者の中でも災害時に特に支援が必要な人やその家族、介護従事者、民生委員・児童委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、非常持出品の備え、避難時の心構えなど防災知識の普及、啓発等を行います。

No	具体的な取組	取組の内容
	自主防災組織の設立促進と防災訓練の実施	災害時には地域や身近にいる人同士で助け合う「互助」が大切で、地域住民の連携による緊急時の対応、救援体制づくりが構築されていることで、緊急時の情報伝達や避難行動を迅速かつ的確に行えるようになります。そのためにも、地域で自主的な防災活動が実施できる組織の設立を促進していき、地域が実施する防災訓練・講習に対する企画立案などの支援を図ります。
	災害時要配慮者の状況の把握と避難支援	民生委員・児童委員等の日頃からの見守り活動をもとに、災害時要配慮者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握を進めるとともに、行政区や自主防災組織といった地域との連携を図ることにより、災害時における安否確認や情報提供等、避難所への誘導等が迅速かつ的確にできる体制整備を図ります。
	交通安全対策	交通事故の発生を防止するため、警察や交通安全協会などの関係機関と連携し、町民のだれもが交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、高齢者に対する交通安全の啓発や講習会を重点的に実施するなど、交通安全教育を充実するとともに、交通安全施設の整備を継続して進めていきます。
	防犯（消費者被害）対策	振り込め詐欺をはじめとする二セ電話詐欺が多発しています。身近なところでも被害が報告されており、多様な手口の詐欺や消費者トラブルから高齢者を守るために、消費者生活相談窓口と連携し、情報提供や啓発活動を進め被害の未然防止を図ります。

3) 高齢者の権利擁護の推進

【方向性】

高齢者の権利や財産を守るため、権利擁護に関する相談体制の強化、虐待防止の取組の推進、適切な成年後見制度の活用・推進を図ります。

No	具体的な取組	取組の内容
	高齢者の虐待防止	高齢者に対する虐待の早期発見や虐待の予防・防止に向けた支援を行ない、虐待や虐待と疑われる相談・通報に対して、関係機関とも連携しながら迅速に対応するとともに、高齢者虐待防止法の内容を町民に周知し、虐待防止の意識を高めます。
	権利擁護の推進	地域包括支援センターが中心となり、高齢者に対する権利侵害の相談や、虐待を含む困難事例への対応、出前講座や町広報紙・ホームページ等での成年後見制度の周知と支援を行い、高齢者の権利擁護の視点に立った制度づくりを推進します。

基本目標 4 相島の高齢者保健福祉の推進

(1) 相島の高齢者保健福祉の充実

【方向性】

相島は、少子高齢化が進行し、約6割が65歳以上となっています。

限られた資源の中で、相島で可能な限り長く暮らしていくことができるように、福祉サービスの提供、島民の健康寿命を延ばすために介護予防事業の充実を図ります。

また、島民同士のつながりを土台にした見守りや支え合いの体制づくりやその活動を支援するとともに、島の子どもたちの協力や島民以外の外部人材を活用する等、生活支援の担い手となる人材の確保・育成を図ります。

No	具体的な取組	取組の内容
	介護サービスや介護予防事業の従事者に対する渡船費用助成の継続	介護サービスや介護予防事業の従事者に対して渡船費用を助成しています。今後もこの助成を継続することで、相島における介護サービスの安定的な提供を図っていきます。
	リハビリ職等専門職による相談体制の推進	相島に居住する高齢者に対して、リハビリ職等、専門職による相談体制を推進することで高齢者の不安感を取り除くとともに、要介護状態を未然に防ぎ、必要に応じて関係各所につなぎます。
	ヘルパー確保の支援	ホームヘルパー養成講座を介護可能な島民に案内し、島内ヘルパー（家族ヘルパーを含む）の確保を目指します。また、不足しがちなヘルパーを確保するために、島内外にかかわらず、ヘルパー確保の支援を継続的にを行います。
	介護サービス等に関する情報発信及び介護予防事業の推進	島内の高齢者に介護サービス等に関する情報が伝わるよう周知を図るとともに、島内に居住する高齢者の健康寿命をできるだけ延ばすための介護予防事業を推進します。
	生活支援の担い手の確保・育成	島民の協力を得ながら、隣近所の高齢者の生活上の困りごとを解決できるような支援体制づくりを検討します。

1 新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会設置規程

平成 27 年 9 月 1 日

新宮町告示第 90 号

改正 令和元年 7 月 10 日告示第 82 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく、新宮町高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の策定等を行うため、新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の推進及び進行管理に関する事項
- (2) 計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) その他計画推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる団体が推薦する者をもって構成し、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 7 月 10 日告示第 82 号）

この告示は、公布の日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会委員

団体名	人数
粕屋医師会	1 人
新宮町民生委員・児童委員協議会	1 人
新宮町行政区長会	1 人
新宮町商工会	1 人
新宮町社会福祉協議会	1 人
新宮町シニアクラブ連合会	1 人
社会福祉法人（老人福祉施設）	1 人
居宅サービス事業所	1 人
福岡県粕屋保健福祉事務所	1 人

2 新宮町高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

(敬称略)

役職	代表団体名	氏名
会長	粕屋医師会	原 速
副会長	新宮町シニアクラブ連合会	河野 好宏
委員	新宮町民生委員児童委員協議会	石川 玲子
委員	新宮町行政区長会	高橋 政義
委員	新宮町商工会	山口 忠弘
委員	新宮町社会福祉協議会	足立 将之
委員	老人福祉施設	吉村 圭太郎
委員	居宅サービス事業所	飯野 順貴
委員	福岡県粕屋保健福祉事務所	末村 百代

新宮町高齢者保健福祉計画
令和7年3月

編集・発行：新宮町

〒811-0192

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

電話 092-962-0231